



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *42 選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 1
- *43 投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例 (")..... 2
- *44 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 3

公布された条例のあらまし

- ◇ 選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の受ける報酬の額を改めました。(第2条関係)
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。
- ◇ 投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の受ける報酬の額の基準を改めました。(第2条関係)
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。
- ◇ 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額を改めました。(第5条の4及び第8条関係)
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第42号

選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例（昭和34年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額) 第2条 選挙長等の受ける報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 選挙又は審査執行1日につき <u>1万2,200円</u> (2) 選挙立会人及び審査分会立会人 1日につき <u>1万100円</u>	(報酬の額) 第2条 選挙長等の受ける報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 選挙又は審査執行1日につき <u>1万800円</u> (2) 選挙立会人及び審査分会立会人 1日につき <u>8,900円</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され若しくは告示される衆議院議員若しくは参議院議員の選挙若しくは最高裁判所裁判官国民審査又はその期日を告示される知事若しくは県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され若しくは告示された衆議院議員若しくは参議院議員の選挙若しくは最高裁判所裁判官国民審査又はその期日を告示された知事若しくは県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第43号

投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例

投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例（昭和34年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額の基準) 第2条 投票管理者等の受ける報酬の額の基準は、次のとおりとする。 (1) 投票所の投票管理者 1日につき <u>1万4,500円</u> (2) 共通投票所の投票管理者 1日につき <u>1万4,500円</u> (3) 期日前投票所の投票管理者 1日につき <u>1万2,800円</u>	(報酬の額の基準) 第2条 投票管理者等の受ける報酬の額の基準は、次のとおりとする。 (1) 投票所の投票管理者 1日につき <u>1万2,800円</u> (2) 共通投票所の投票管理者 1日につき <u>1万2,800円</u> (3) 期日前投票所の投票管理者 1日につき <u>1万1,300円</u>

(4) 開票管理者 選挙執行1回につき	<u>1万2,200円</u>
(5) 投票所の投票立会人 1日につき	<u>1万2,400円</u>
(6) 共通投票所の投票立会人 1日につき	<u>1万2,400円</u>
(7) 期日前投票所の投票立会人 1日につき	<u>1万900円</u>
(8) 開票立会人 選挙執行1回につき	<u>1万100円</u>

(4) 開票管理者 選挙執行1回につき	<u>1万800円</u>
(5) 投票所の投票立会人 1日につき	<u>1万900円</u>
(6) 共通投票所の投票立会人 1日につき	<u>1万900円</u>
(7) 期日前投票所の投票立会人 1日につき	<u>9,600円</u>
(8) 開票立会人 選挙執行1回につき	<u>8,900円</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される知事又は県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された知事又は県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第44号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払) 第5条の4 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u></p>	<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払) 第5条の4 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u></p>

- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 41万9,000円と5円62銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される和歌山県議会議員又は和歌山県知事の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された和歌山県議会議員又は和歌山県知事の選挙については、なお従前の例による。